

甲府市水道事業下水道事業広報企画業務
仕様書

令和6年7月
甲府市上下水道局

甲府市水道事業下水道事業広報企画業務仕様書

1 業務名

甲府市水道事業下水道事業広報企画業務

2 業務目的

本業務は、上下水道事業をより身近に感じられる意識醸成を目的に、さまざまな広報媒体やイベントなどを通じて、お客様にわかりやすく、興味・関心を持てる広報企画業務の企画提案及び実施を行うものとする。

3 業務の経過

甲府市上下水道局は『お客様との信頼関係を大切にして、将来にわたり「水」を通じた潤いある生活環境を、安全・安心のもと安定的に提供し続けます。』を経営理念とし、上下水道事業に対する認知や理解の促進に取り組み、広報企画業務を行ってきた。

令和3年度からは、ブランディングの一環として「あたりまえの、裏にあるもの。」のV Iやポスターの制作、おいしい甲府の水道水を体験できる給水スポットの設置及び情報のプラットフォームとして特設WEBサイトの開設など、情報発信の基盤を整えてきた。

今後は、お客様との双方向のコミュニケーションをより重視し、上下水道事業に対する認知や理解の更なる促進に加え、水需要の喚起など「水」を通じた潤いある生活環境につながる情報発信が必要である。

4 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 業務内容

(1) 広報企画業務

お客様の上下水道事業に関する意識醸成の継続的向上を勘案したイベントや情報発信など継続性のある広報企画業務の提案をすること。

提案内容については、「3業務の経過」を踏襲した新たな広報活動や、本局が既に行っている広報企画業務の見直しや優先順位付けなど、効率的かつ効果的な業務となる提案とする。

なお、本局が行っている主な広報企画業務は、別紙「主な企画広報業務一覧」のとおりである。

(2) 広報素材収集及びデザイン監修

本局が発行するチラシやポスター、パンフレット等の広報物について素材の収集やデザインの監修を行うこと。

チラシやポスター、パンフレット等の広報物については、別紙「主な企画広報業務一覧」のとおりである。

(3) 効果測定調査業務

目的と提案する業務内容に沿った目標値の設定やお客様との双方向のコミュニケーションとなる意識調査などを行い、調査結果等については、単年度ごとにモニタリング及び結果分析をし、業務最終年度末にP D C A手法等を活用した報告書を提出すること。

6 留意事項

- (1) 契約締結後は、必要に応じて適宜打ち合わせを行い、議事録を作成すること。
- (2) 受託者等が所有する写真・映像等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。
- (3) 本業務の履行における必要な取材等に際して、受託者は事前に該当施設や取材対象者の許可を得ること。また、取材時に撮影した写真・映像等に映り込んだ施設見学者や施設関係者の画像の掲載許諾についても受託者において行うこと。
- (4) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、識別が不可能な程度の修正をおこなう、もしくは使用をとり止めること。
- (5) 本業務成果品について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きをおこなうこと。
- (6) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本局の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (7) 本業務により作成した成果物の著作権は、本局に帰属するものとする。
- (8) 原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本局の承諾を得たときは、この限りではない。
- (9) 本業務において知り得た情報等について他に漏らしてはならないものとする。なお、本業務履行後も同様とする。
- (10) 本業務において受託者が取り扱う個人情報については、本局の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

7 支払方法

支払方法については、受託者決定後、別途協議するものとする。